

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 28 年 12 月 17 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 大北
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 29 年度税制改正大綱 PartⅣ 資産課税

1. 相続税又は贈与税の納税義務の見直し【相続税・贈与税】

(1) 納税義務の範囲の見直し

相続人・受遺者・受贈者 被相続人・贈与者 (国籍を問わない)		国内に住所なし		
		日本国籍あり		日本国籍 なし
		10 年 (現行: 5 年) 以内に国内に住所あり	10 年 (現行: 5 年) を超えて国内に住所なし	
国内に住所あり		(注 2)		(注 2)
		課税対象 国内財産及び国外財産		(注 1)
国内に 住所 なし	10 年 (現行: 5 年) 以内に国内に住所あり			
	10 年 (現行: 5 年) を超えて国内に住所なし	(注 2)	課税対象 国内財産	

(注 1) 課税対象に国外財産を加える。(現行: 国内財産のみ)

ただし、日本国籍を有しない者であって、一時的滞在 (下記同様) をしていたものを除く。

(注 2) 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって一時的滞在 (国内に住所を有している期間が相続開始前 15 年以内で合計 10 年以下の滞在) をしている場合は、国内財産のみを課税対象とする。(現行: 国内財産及び国外財産)

(2) 適用開始

平成 29 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税

2. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度見直し【相続税・贈与税】

(1) 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件の変更

- ・ 相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に 100 分の 80 を乗じて計算した数に 1 人に満たない端数がある時は切り捨てる (現行: 切り上げる)。
- ・ 相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数が 1 人の場合は 1 人とする。

(2) 相続時精算課税制度に係る贈与を贈与税の納税猶予制度の適用対象に加える。

(3) 相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件緩和

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の認定相続承継会社の要件のうち、次の要件を撤廃する。

- ・ 中小企業者であること
- ・ 当該会社の株式等が非上場株式等に該当すること

(4) 適用開始

平成 29 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税

3. 取引相場のない株式の評価の見直し

(1) 類似業種比準方式の見直し (適用開始: 平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価)

配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重を 1:1:1 とする。

$$A \times \left[\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3 \text{ (現行: 5)}} \right] \times \begin{matrix} 0.7 \text{ (大会社)} \\ 0.6 \text{ (中会社)} \\ 0.5 \text{ (小会社)} \end{matrix}$$

(現行: × 3)

A: 類似業種の株価 (現行に課税時時期の属する月以前 2 年間平均を加える。

B、C、D: 類似業種の 1 株当たりの配当金額、年利益金額、純資産価額 (連結決算を反映させたものとする。)

(2) 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。

(3) 株式保有特定会社の判定基準に新株予約権付社債を加える。(適用開始: 平成 30 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価)